



■2011年_第1回定例会（第3日目）

携帯電話基地局等設置ならびに改造等に関する請願 賛成討論（2011.03.07）

◎【10番陣内泰子議員】 市民自治の会の陣内泰子です。

それでは、請願第9号、携帯電話等の無線基地局等設置・改造等に関する請願について賛成の立場から討論を行います。私も、国際的な今の状況を踏まえて賛成の討論をしていきたいと思えます。

携帯電話などの無線基地の普及とともに、繁華街や住宅地などの駐車場や高い建物の屋上に無線基地局が設置されているのを至るところで見ようになりました。この携帯電話や無線基地局から出される電磁波は高周波と言われていますが、この高周波についての安全性ははまだ証明されておらず、WHOは2009年に示すと言っていた安全性に関する見解を先延ばしにし、2013年に見解を示すとも言われているところです。この見解に関しても、2009年から出す出すと言いながら結果が出ていない、そのような状況があるということをも踏まえておきます。

このなかなか見解を示さないWHOとは別に、独自に電磁波の研究を進め、規制をする国や自治体がヨーロッパを中心にふえています。海外では電磁波の負の報道や科学者や医師などの諸研究が日本より盛んで、電磁波の健康被害に関する意識が日本よりも高いと言えます。

EU、ヨーロッパ連合から320万ユーロの資金援助を受け、4年の歳月を費やして行われたリフレックス研究所では2004年12月、携帯電話が発する電磁波と同レベルの電磁波が人間のさまざまな細胞に悪影響を及ぼし、DNAを傷つけると発表をしています。また2007年8月、国際的に著名な電磁波の専門家たちが発表したバイオイニシアチブ報告は、国際非電離放射線防護委員会の規制値について否定をし、高周波の規制値として0.1マイクロワットパー平方センチメートルを提唱しました。ちなみに、国際非電離放射線防護委員会の規制値は900マイクロワットパー平方センチメートル、さらに日本の規制値はこれよりも高く1,000マイクロワットパー平方センチメートルであります。これはさきのバイオイニシアチブ報告の0.1マイクロワットパー平方センチメートルの実に1万倍もの緩さになっているわけです。

これらの研究、報告を受け、2009年4月EU議会は、無線基地局の設置規制、一般市民への被曝情報提供などを盛り込んだ報告書を圧倒的多数で採択いたしました。また、フランスでは2009年2月、健康不安を危惧する住民の訴えが控訴審でも認められ、携帯基地局の撤去と健康リスクをこうむった損害賠償の支払いを命じる判決が出され、基地局が撤去され、その後も撤去を命じる判決が2件出されているところです。

また、海外では基地局の位置など関連情報を公開している国はたくさんあり、フランスやイギリス、ドイツ、オランダ、スウェーデンなどではインターネットでこれらの情報を調べ

ることが容易にできます。テロの標的になるなどと言って情報を開示したがない日本の業者の論理は的外れと言えましょう。

さて、このような海外の電磁波を危惧する状況は、私たちの中では余り知られていませんが、無線基地局の周りで健康被害を訴えている人たちが被害の声を上げ、無線基地局設置に当たって業者と住民との間に紛争が起きる事態が日本各地でも報告されるに至っています。それらを反映し、全国の自治体で2010年1年に限っても私の手元にある資料だけで言っても多くの採決がなされています。64件ということになっております。

また、鎌倉市では住民からの条例制定の陳情を全会一致で採択をし、携帯電話中継基地局に特化した単独条例を制定したのは2010年2月であり、4月から施行されています。

さて、八王子の状況はどうでしょうか。私が知る限りでも、中継基地局の設置をめぐる近隣住民と業者との間で話し合いが持たれたり、また持たれているケースは6件あります。また、中継基地局の周辺では耳鳴り、睡眠障害、うつなどの健康被害の報告もふえていることから、多い数ではありませんが、八王子保健所にも相談が寄せられているということです。

私が初めて携帯電話中継基地局の問題を取り上げたのが2008年の第2回定例会でした。その後、何人かの議員によっても取り上げられ、八王子市内においても紛争やら健康被害などの心配が広がってきていると言えます。それに対し市の対応は、通信会社4社に問い合わせをし、近隣住民に説明をし、紛争にならないようにとの口頭の指導だけに終わって、まさに業者任せのやり方で徹底されておられません。基地局は一たん設置されると電磁波の影響から24時間365日逃れることはできません。この点は個人の意思で選択できる携帯端末との大きな違いです。また、携帯電話やパソコンの機能が複雑化するにつれ、電波の出力が段階的に強くなってきていることも看過できません。動画に対応する第3世代の電磁波は、高周波と低周波を混合したパルス変調電磁波というものであり、自然界には存在しない人工的につくられたものです。こういった第3世代携帯電話が普及し始めた2000年ごろから健康被害を訴える人がふえてきております。

電磁波による健康被害は、電磁波過敏症の人たちが苦しんでいることは言うまでもありませんし、多くの人にとっても基地局からの放射による長期の電磁波被曝を続けることによる免疫系、神経系、内分泌系への影響も懸念されています。先ほどお示したように、日本の基準値は大変緩いものであると同時に、こういった長期被曝を考慮に入れていないことから基地局が無秩序にふえ続け、便利さという名のもとに高機能化、強度化していつていることで住民の不安も高まってきております。電話通信会社に、基地局を建てる前に住民に説明すること、並びに既に建っているものについての情報公開を求めることは、ある意味当たり前のものであり、民主主義の原点でもあります。

このことを端的にあらわしているのは、2010年11月1日から発効したISO26000国際規格であります。これは社会的責任に関する国際規格で、組織の活動、生産、サービスが別の形の汚染の原因になるかもしれないことを喚起しているのですが、その汚染原因の一つに電磁波放射が記載されています。ここの国際規格採択の直後、日本経団連は企業行動憲章の改定を発表し、その序文では、「近年、ISO26000に代表されるように、持続可能な社会の発展に向けて、あらゆる組織が自らの社会的責任を認識し、その責任を果たすべきであるとの考え方が国際的に広まっている。」と述べています。企業の社会的責任が問われる時代でもあるわけです。だからこそ住民の健康を守る責務のある自治体として、条例等によって

市の立場を明確にし、中継基地局設置における近隣住民との話し合いの枠組みをつくることによって企業の社会的責任の推進をさらに後押しすることが必要になってきております。

次に、予防原則的アプローチに関する問題についてです。

委員会やこれまでの議会の行政側答弁としても、科学的に因果関係の明らかでないものに対する予防的措置はとれないというものでした。しかし、こういった見解はある意味、狭義の科学至上主義的とも言えるものであり、世界の潮流は違います。1998年の予防原則に関するウィングス・ブレッド宣言では、ある行為が人間の健康や環境に対する脅威であるときには、その因果関係が科学的に完全に解明されていなくても予防的対応をとらなければならない。予防原則では、立証責任は市民ではなく、その行為を推進しようとするものが追うべきであると言っており、こういった考えに基づきEU諸国で電磁波に関する予防原則的なさまざまな対応がとられ、先ほどの社会的責任に関する国際規格へと明文化されてきているわけです。

また、国の動向を見てということもよく言われます。しかし、今まさに地域主権の時代があります。自治体住民の健康をどう守るのか、それは自治体の大きな役割です。市民に目を向け、市民の声をしっかりと受けとめていただきたい。また、電磁波による健康被害をこうむっている当事者の声に耳を傾けていただきたいと思います。そして国の基準に合わせるのではなく、まさに自治体から環境対策、健康対策として何が必要かを発信していただきたい。どうか次世代を担う物言えぬ幼い子への影響を考えていただきたいと思います。

今回の請願は、携帯電話という文明の利器そのものの排除を求めるものではなく、携帯電話中継基地局の設置に関しての住民説明のあり方を求めるものであり、紛争の未然防止として、また住民の知る権利としてごくごく当たり前の要望であることを最後に訴え、賛成討論といたします。